

事務連絡
平成27年3月12日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて事務連絡しましたのでお知らせいたします。

[別 記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47カ所)

財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房給与厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

事 務 連 絡
平 成 2 7 年 3 月 1 2 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

平成26年9月2日付け保医発0902第1号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」及び平成26年11月25日付け保医発1125第7号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」において、別紙のとおり一部記載に誤りがございましたので、訂正いたします。

(別紙)

◎平成26年9月2日付け保医発0902第1号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

| 正 | 誤 |
|--|--|
| <p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) オルプロリクス静注用500、同1000、同2000及び同3000</p> <p>① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号。）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> | <p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) オルプロリクス静注用500、同1000、同2000及び同3000</p> <p>① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成22年厚生労働省告示第59号。）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> |

(下線部分が訂正部分)

◎平成26年11月25日付け保医発1125第7号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

| 正 | 誤 |
|---|---|
| <p>1 薬価基準の一部改正について</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬8品目、注射薬5品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。</p> | <p>1 薬価基準の一部改正について</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬8品目、注射薬7品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。</p> |

(下線部分が訂正部分)